

## 金沢区寄り添い型学習支援事業業務委託候補者特定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、金沢区入札参加資格審査・業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第9条の規定に基づき、金沢区寄り添い型学習支援事業（以下「支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続等について定める。必要な手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

### (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、当該実施要領、金沢区寄り添い型学習支援事業業務委託提案書作成要領、金沢区寄り添い型学習支援事業業務委託評価基準及び金沢区寄り添い型学習支援事業業務委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (審議事項)

第3条 委員会要綱第9条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザルの評価方法の決定
  - イ 提出要請書の審査
  - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 受託候補者の特定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

### (参加資格)

第4条 令和4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目「その他の委託等」または「福祉サービス」について登載された法人であるか、又は、入札参加資格審査申請の随時申請を行う法人であることを必要条件とする。  
また、プロポーザル参加以降申出書の提出期限から受託候補者特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規程により指名停止を受けていない者でなければならない。

### (参加表明手続)

第5条 参加を申請する法人は、参加意向申出書（様式1）及び欠格事項に該当しないことの

宣誓書（様式2）を区長に提出しなければならない。

（参加資格の確認と提出要請書の送付）

- 第6条 区長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した法人に、参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した法人には、提出要請書を送付し、提案書の提出を要請する。
- 2 資格を有することを認められない旨の通知を受けた法人は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。
  - 3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた法人に対し、書面により回答する。

（提案書の提出）

- 第7条 提案書の提出を要請された法人は、区長に提案書を提出することができる。なお、提案書の作成にあたり疑義のある場合は、質問書（様式3）を提出することができる。
- 2 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別表1に定める。
    - (1) 法人の概要・事業実績
    - (2) 当該事業の実施方針
    - (3) 当該事業の実施内容と実施手法
    - (4) 当該事業の実施体制及び人員確保
    - (5) 当該業務の管理運営
    - (6) 当該業務の事業予算書

（評価）

- 第8条 プロポーザル方式により受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 学習支援事業における法人の経験及び実施能力
  - (2) 学習支援事業における実施方針の妥当性及び実現性
  - (3) 学習支援事業の提案内容・実施手法の妥当性及び実現性
  - (4) 学習支援事業の実施体制・人員確保の妥当性及び実現性
  - (5) 学習支援事業の管理運営の妥当性及び実現性
  - (6) 事業予算のバランスの妥当性及び実現性
  - (7) その他、独創性、事業への取組意欲について
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人（以下「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
  - 4 提案者が1者の場合にも評価を実施する。
  - 5 総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が60%に満たない場合は受託候補者としなない。
  - 6 出席委員の評価点数の合計が配点の合計の60%を満たしており、かつ評価点の最も高い

者が2以上あるときは、評価表「3事業提案内容と実施手法」の合計点で順位を決定する。  
それでもなお決しない場合は出席委員の多数決により第一順位を決定する。

7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(金沢区寄り添い型学習支援事業業務委託評価委員会)

第9条 金沢区寄り添い型学習支援事業業務委託評価委員会(以下、「評価委員会」という。)は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案書の評価
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 金沢区総務課長(委員長)
- (2) 金沢区福祉保健センター担当部長(副委員長)
- (3) 金沢区子ども家庭支援課学校連携・子ども担当課長
- (4) 金沢区地域振興課長
- (5) 金沢区生活支援課長

3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。また、提案書の評価にあたり実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。

5 委員長は、評価結果を金沢区第二入札参加資格審査・業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)に報告するものとする。

6 委員会の総務は、金沢区生活支援課が行う。

(評価結果の審査)

第10条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(評価結果の通知)

第11条 区長は、受託候補者として特定した法人(以下「特定者」という。)及び特定しなかった法人(以下「非特定者」という。)に結果通知書により通知するものとする。

2 非特定者は、区長に対して書面により、特定されなかった理由の説明を求めることができるものとする。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(特定の効力)

第12条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により、特定者の特定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、特定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき

(2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき

(3) 第6条に規定する提案書に、虚偽の記載があったとき

(4) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき

3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人特定の効力を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要領の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年 月 日から施行する。

別表 1

| 様式名   | 書類名             |
|-------|-----------------|
| 様式 4  | 提案書             |
| 様式 5  | 法人の概要・事業実績について  |
| 様式 6  | 事業実施方針について      |
| 様式 7  | 事業実施内容と実施手法について |
| 様式 8  | 事業実施体制と人材確保について |
| 様式 9  | 事業実施上の管理運営について  |
| 様式 10 | 収支予算書           |